

川崎市交通局規程第 11 号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程（令和 5 年交通局規程第 8 号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部
を改正する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程（令和 5 年交通局規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「、第 10 条から」を「及び第 10 条から」に改め、「及び第 12 条の 3」を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。